

【報酬】

給与、賃金、手当等の名称に関係なく、原則として被保険者が事業主から労働の対償として受けるすべてのものをいう。

	報酬となるもの	報酬とならないもの
通貨で支給されるもの	<ul style="list-style-type: none"> 基本給(月給、週給、日給など) 諸手当(残業手当、通勤手当、住宅手当、家族手当、役付手当、勤務地手当、宿日直手当、勤務手当、能率手当、精勤手当、休業手当、育児休業手当、介護休業手当、各種技術手当など) 賞与等(年4回以上支給のもの) 	<ul style="list-style-type: none"> 病気見舞金、災害見舞金、慶弔費など 大入袋、解雇予告手当、退職金、預金利子、株主配当金など 出張旅費、交際費など 年金、恩給、健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付など 賞与等(年3回以下支給のもの)
現物で支給されるもの	<ul style="list-style-type: none"> 食事、食券など 社宅、独身寮など 通勤定期券、回数券 被服(勤務服でないもの) 給与としての自社製品など 	<ul style="list-style-type: none"> 食事(本人からの徴収金額が、標準価額により算定した額の3分の2以上) 住宅(本人からの徴収金額が、標準価額により算定した額以上) 被服(事務服、作業服等の勤務服など)

(引用:「算定基礎届・月額変更届の手引き 平成25年度版」)

【現物給与】

標準価額

平成26年4月1日現在

	食事					住宅	その他
	1人1月当り	1人1日当り	朝食のみ	昼食のみ	夕食のみ	1人1月当り 畳1畳	
東京	18,900円	630円	160円	220円	250円	2,400円	時価
埼玉	17,700円	590円	150円	210円	230円	1,580円	時価

※ 標準価額の3分の2以上に相当する額を食費として徴収している場合は、現物による食事の供用はないものとして取扱います。

※ 価額の算出に当たっては、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室を対象とし、玄関、台所(炊事場)、トイレ、浴室、廊下、農家の土間など居住用以外の室、また、店、事務室、旅館の客間などの営業用の室は含めません。

※ 実際の勤務地が属する都道府県の現物給与の価額を適用します。(平成25年4月1日改正)

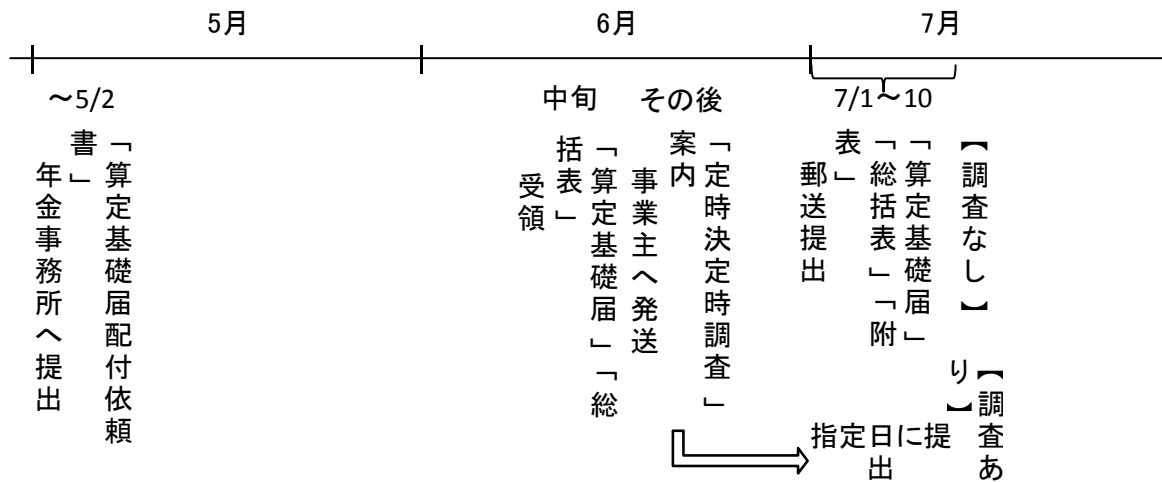
【賞与】

被保険者が労働の対償として受ける賞与、期末手当、決算手当など、その名称を問わず実質的には同じ性質をもち、年間の支給回数が3回以下のものをいう。

対象となるもの	対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> 賞与(役員賞与も含む)、ボーナス、期末手当、決算手当、年末手当、夏(冬)期手当、越年手当、年末一時金、繁忙手当、勤勉手当など賞与と同じ性質をもつと認められるもので年間を通じて支給回数が3回までのもの 寒冷地手当、石炭手当、薪炭手当など同じ性質をもつもので年間を通じて支給回数が3回までのもの 上記のうち通貨で支給されるもののほか、自社製品など現物で支給されるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の賞与等で年間を通じて4回以上支給されるもの(報酬となる) 結婚祝金、病気見舞金、災害見舞金など 大入袋、退職金、解雇予告手当、年金、恩給、株主配当金など

(引用:「算定基礎届・月額変更届の手引き 平成25年度版」)

【平成26年度 定時決定のスケジュール】



【提出先】

健康保険 保険者	厚生年金 基金	年金 事務所	健保組合	厚生年金 基金
協会 けんぽ	加入なし	○	×	×
	加入あり	○	×	○
健保組合	加入なし	○	○	×
	加入あり	○	○	○

【固定的賃金の変動と月額変更】

固定的賃金	↑	↑	↑	↓	↓	↓
非固定的賃金	↑	↓	↓	↓	↑	↑
3カ月の報酬平均額 (2等級以上の差)	↑	↑	↓	↓	↓	↑
月額変更	○	○	×	○	○	×

【1等級でも随時改定となる場合】

健康保険

健保等級	標準報酬月額	報酬月額	
(0)	—	～ (53,000円)未満	← 2等級
1	58,000円	(53,000円)以上～ 63,000円未満	
2	68,000円	63,000円以上～ 73,000円未満	
46	1,150,000円	1,115,000円以上～ 1,175,000円未満	← 2等級
47	1,210,000円	1,175,000円以上～ (1,245,000円)未満	
(48)	—	(1,245,000円)以上～	

厚生年金保険

厚年等級	健保等級	標準報酬月額	報酬月額	
—	4	88,000円	～ (93,000円)未満	← 2等級
1	5	98,000円	(93,000円)以上～ 101,000円未満	
2	6	104,000円	101,000円以上～ 107,000円未満	
29	33	590,000円	575,000円以上～ 605,000円未満	← 2等級
30	34	620,000円	605,000円以上～ (635,000円)未満	
—	35	650,000円	(635,000円)以上～	

【産前産後休業終了時改定】

(要件)

- ①平成26年4月1日以降に産前産後休業が終了する
- ②被保険者が産前産後休業終了日に当該産前産後休業にかかる子を養育
- ③産前産後休業終了日の翌日の属する月以後3か月間の報酬の平均が、
現在の標準報酬月額とくらべて1等級以上の差
- ④被保険者本人の申出

(留意事項)

産前産後休業終了日の翌日に育児休業を開始している場合は申し出が出来ない

(その他)

その他算定の方法や改定月、随時改定との違いについては育児休業終了時改定
同じ考え方に基づく

【産前産後休業中の保険料免除】

(概要)

平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了する被保険者について、その申し出により
産前産後休業期間中(産前42日(多胎妊娠の場合は98日)、産後56日のうち妊娠又は
出産を理由として労務に従事しなかった期間)について、保険料が免除される

(留意事項)

- ①出産前に申し出た場合、保険者からの保険料の請求が適時行われることになるが、
出産予定日と実分娩日が異なることがほとんどであるため、産後に変更届の提出が必要となる。
- ②出産後に申し出た場合、変更届の提出は必要なくなるが、保険者からの保険料免除の
手続きが遅れるため、保険料の調整が行われる。
- ③出産予定日より前に出産した場合、被保険者が産前休暇の前から有給休暇の消化等により
労務に従事していなかった期間がある場合には、免除の開始日が変更される場合がある